

平成19年11月1日（木）

国土交通省2階特別会議室

10:00～12:00

第16回 国土交通省政策評価会

議 事 次 第

1 挨拶

2 議題

(1) 平成19年度政策レビューの取組状況について

(2) 平成20年度予算概算要求等に関する評価書等について

第16回 国土交通省政策評価会

資料一覧

- 資料1-1 政策レビュー実施テーマ一覧
- 資料1-2 環境政策・省エネルギー政策
- 資料1-3 不動産取引価格情報の開示
- 資料1-4 河川環境の整備・保全の取組み
- 資料1-5 船舶の運航労務に係る事後チェック体制の強化策
- 資料1-6 安全性と効率性が両立した船舶交通環境の創出
- 資料2-1 平成20年度予算概算要求等に関する評価書
- 資料2-2 平成19年度版政策評価レポート（案）

政策評価会委員名簿

石田 東生	筑波大学システム情報工学研究科教授
上山 信一	慶應義塾大学総合政策学部教授
座長 金本 良嗣	東京大学大学院経済学研究科教授
工藤 裕子	中央大学法学部教授
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
松田 美幸	学校法人 麻生塾 法人本部 ディレクター
森田 祐司	監査法人トーマツ パートナー (公認会計士)
山本 清	国立大学財務・経営センター研究部教授

政策レビュー実施テーマ一覧

※ 網掛けは平成 19 年 8 月 10 日の省議にて決定したテーマ。

○平成 19 年度とりまとめ予定

テーマ	局等
環境政策・省エネルギー政策 －環境行動計画を踏まえて－	全部局等（総合政策局取りまとめ）
不動産取引価格情報の開示 －土地市場の条件整備－	土地・水資源局
河川環境の整備・保全の取組み －河川法改正後の取組みの検証と今後の在り方－	河川局
船舶の運航労務に係る事後チェック体制の強化策	海事局
安全性と効率性が両立した船舶交通環境の創出 －ふくそう海域における大規模海難の防止及び航行時間短縮への取組み－	海上保安庁、港湾局

○平成 20 年度とりまとめ予定

テーマ	局等
総合評価方式	大臣官房、官庁営繕部、関係局（北海道局含む）
まちづくりに関する総合的な支援措置	都市・地域整備局、道路局、住宅局
小笠原諸島振興開発のあり方	都市・地域整備局特別地域振興官
次世代航空保安システムの構築 －航空交通の増大に向けて－	航空局

○平成 21 年度とりまとめ予定

テーマ	局等
第五次国土調査事業 10 箇年計画	土地・水資源局
総合的な水害対策	河川局、都市・地域整備局
住宅分野における市場重視施策	住宅局、総合政策局
総合物流施策大綱（2005-2009）	政策統括官（物流）、道路局、大臣官房、総合政策局、国土計画局、土地・水資源局、都市・地域整備局、河川局、住宅局、鉄道局、自動車交通局、海事局、港湾局、航空局、北海道局、政策統括官（国土・国会等移転）、海上保安庁、国土交通政策研究所

○平成 22 年度とりまとめ予定

テーマ	局等
運輸安全マネジメント評価	大臣官房運輸安全監理官室
道路交通の安全施策	総合政策局、道路局、自動車交通局
観光立国の実現	総合政策局
申請・届出等手続きのオンライン利用の促進	情報管理部、道路局、自動車交通局、海事局、海上保安庁
不動産投資市場の条件整備	土地・水資源局、総合政策局
LRT 等の都市交通整備のまちづくりへの効果	都市・地域整備局、道路局、鉄道局
住生活基本計画（全国計画）	住宅局
住宅・建築物の耐震化の促進	住宅局
鉄道の安全施策	鉄道局
バス・タクシーに関する施策	自動車交通局
港湾の大規模地震対策	港湾局
緊急地震速報の利用の拡大	気象庁

○平成 23 年度とりまとめ予定

テーマ	局等
行政行動の改革	全部局等（総合政策局及び政策統括官（政策評価）取りまとめ）
美しい国づくり政策大綱	全部局等（都市・地域整備局取りまとめ）
バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）	総合政策局、官庁営繕部、都市・地域整備局、河川局、道路局、住宅局、鉄道局、自動車交通局、海事局、港湾局、航空局
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	総合政策局、都市・地域整備局、道路局、鉄道局、自動車交通局、海事局、港湾局
国土形成計画（全国計画）	国土計画局
土砂災害防止法	河川局
スーパー中核港湾プロジェクト	港湾局
市町村の防災判断を支援する警報の充実	気象庁

国土交通省環境行動計画

～国土交通行政のグリーン化を目指して～

平成16年6月策定

基本的な考え方

環境の保全・再生・創造は国土交通行政の**本来的使命**

- 国土交通省は、「人々の生き生きとした暮らしとこれを支える活力のある経済社会、日々の安全、美しく良好な環境、多様性ある地域を実現するためのハード、ソフトの基盤を形成すること」を使命として、国土の総合的な利用・開発及び保全、社会資本の整備並びに交通政策を推進している。
- 美しく良好な環境の保全・再生・創造は、国土交通行政の最重要テーマの一つである。
- 大量生産・大量消費を中心とした社会システムから、循環型・自然共生型の持続可能な社会システムへの変革を図ることが必要不可欠であり、社会システムの見直しを視野に入れつつ、国土交通行政の環境面からの改革を進めることが必要。

4つの視点

①行政の全段階を通じた環境負荷の低減

環境の保全・再生・創造を目指して、構想段階及び計画段階から最終段階に至るまで、国土交通行政の全段階を通じた環境負荷の低減を促進する。

②広域・流域の視点の重視

個別の対策を図るだけでは限界があり、共通目標のもと、広域・流域の視点から、環境改善対策を総合的に検討する。

③施策の総合的・集中的投入

個々の事業の実施において個別に対応するだけでなく、目標を有し、各主体が参加して総合的な計画を樹立し、それに従って各種施策を効果的に組み合わせ、集中的に投入していく。

④国民各界各層との連携・協働と情報の共有化の促進

市民、NPO、企業等国民各界各層との連携と協働の体制を確立し、目標を共有するとともに、個々の施策の実施に当たっては、その社会的な費用と効果を十分に分析し、国民の理解と参加を得ながら実施する。

6つの改革

1 社会資本整備におけるライフサイクル・マネジメントの導入

- ①計画決定プロセスにおける環境の内在化
- ②グリーン・バンキング・システムの構築等環境の再生・創造を行う社会資本整備の推進
- ③アセットマネジメントの導入

2 環境負荷の小さい交通への転換

- ①グリーン物流パートナーシップ会議を通じた取組の推進
- ②環境的に持続可能な交通(EST)モデル事業の実施
- ③東アジア交通連携を通じた環境への取組み

3 環境に対する感度の高い市場の整備

- ①ストック重視の住宅・建築物市場のグリーン化総合戦略の推進
- ②環境にやさしい経営の促進

4 持続可能な国土の形成

- ①全国海の再生プロジェクトの推進
- ②水と緑のネットワーク化計画(仮称)の推進
- ③水・物質循環システム健全化プログラム(仮称)の推進
- ④「海洋の健康診断表」の提供

5 循環型社会の形成

- ①建設工事のゼロエミッション化
- ②木材リサイクル市場拡大戦略の推進
- ③FRP船リサイクルシステムの構築
- ④リサイクルポート高度化プロジェクトの実施

6 目標の実現力を高める推進方策

- ①トップランナーに対する集中的な支援
環境の切り口から意欲ある者(トップランナー)の具体の取組に対して集中的に支援(モデル事業の公募)
- ②国土交通省の率先的取組
- ③観測・監視体制の強化及び研究・技術開発の推進
- ④行動計画の計画的実施と推進状況の点検

◇新たな施策展開(第二章)として、299の施策を展開

I 地球温暖化問題への対応(112施策)、II 循環型社会の形成(26施策)、III 健全な自然環境の確保・水循環系の構築(62施策)、IV 良好な生活環境の形成(22施策)、V 各課題に共通する取組(77施策)

国土交通省環境政策の基本的方向（平成15年3月）の概要

策定の背景

第二次環境基本計画（平成12年12月閣議決定）に「関係府省は、環境基本計画を踏まえながら、自主的に環境配慮の方針を明らかにする」とあることを踏まえ、国土交通省としての環境配慮の方針として「国土交通省環境政策の基本的方向」（以下「基本的方向」という。）を策定。

概 要

基本的方向は、国土交通省において取り組むべき環境政策や環境への配慮事項とその数値目標を定めている。

1. 国土交通省の環境政策に関する基本的方向
2. 国土交通省の環境政策の体系
 - (1) 環境の保全と創出のための政策
 - 【循環型社会の構築】
 - 【人類の生存の基盤となる地球環境の保全】
 - 【健全で恵み豊かな自然環境の保全・再生】
 - 【日常生活や社会活動の周辺環境の保全・改善】
 - (2) 環境政策の基盤となる施策・意識改革を促す施策
 - (3) 通常の経済活動の主体としての活動における環境配慮
3. 国土交通省の環境政策の推進体制

「国土交通省環境行動計画」及び「国土交通省環境政策の基本的方向」 のフォローアップについて

1. 国土交通省環境行動計画

(1) フォローアップの規定

○ 国土交通省環境行動計画において、「国土交通省環境政策の基本的方向」の定期的点検に併せて進捗状況を把握。

(2) これまでの経緯

平成16年6月 策定

平成17年7月 フォローアップ実施

平成19年3月 同上

平成19年6月 同上

2. 国土交通省環境政策の基本的方向

(1) フォローアップの規定

① 環境基本計画(第二次/平成12年5月閣議決定、第三次/平成18年4月閣議決定)上、環境基本計画を踏まえながら各府省が環境配慮の方針を定め、毎年点検。

② 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成16年法律第77号)により、毎年度、各府省が環境配慮の状況をインターネット等で公表。(平成17年度分から)

(2) これまでの経緯

平成15年3月 策定

平成16年6月 環境行動計画の策定
(平成16年度フォローアップ)

平成17年7月 フォローアップ実施

平成19年3月 同上

平成19年6月 同上

(参考)フォローアップの結果については環境ポータルサイトの以下のページにて公表
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kankyo_site/0.kodou/index.htm

平成19年度とりまとめ政策レビュー進捗状況

テーマ名		環境政策・省エネルギー政策 ー環境行動計画を踏まえてー	
評価の目的、必要性		<p>国土交通省環境行動計画の策定以降、地球規模での環境問題が一層深刻化し、その解決が世界共通の喫緊の課題となっている中で、日本政府として国内外挙げて取り組むべき環境政策の方向を明示した「21世紀環境立国戦略」が策定(平成19年6月)されるなど、環境政策・省エネルギー政策をめぐる情勢は変化している。</p> <p>このような情勢を的確に反映し、国土交通省の環境政策・省エネルギー政策を一層強化していくことが必要な状況であるため、国土交通省の環境政策・省エネルギー政策を点検・評価し、環境政策の一層の推進に向けた課題の抽出、今後の基本的方向性の提示を行う。</p> <p>※国土交通省環境行動計画は、国土交通省における各局等の環境政策を取りまとめたものであり、「第二章 新たな施策展開」に計299の施策が盛り込まれている。</p> <p>(Ⅰ地球温暖化問題への対応(112施策)、Ⅱ循環型社会の形成(26施策)、Ⅲ健全な自然環境の確保・水循環系の構築(62施策)、Ⅳ良好な生活環境の形成(22施策)、Ⅴ各課題に共通する取組(77施策))</p>	
評価の視点		検討中 <input checked="" type="checkbox"/>	<p>環境政策をめぐる社会状況から、新たに対応すべき情勢の変化を把握する。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書目標達成計画(見直し中) ・新・生物多様性国家戦略(見直し中) ・循環型社会形成推進基本計画(見直し中) ・21世紀環境立国戦略(H19.6) ・エネルギー基本計画(H19.3) ・第三次環境基本計画(H18.4) ・アスベストに係る政府の過去の対応の検証(H17)
評価手法	全般	検討中 <input checked="" type="checkbox"/>	<p>これまでの環境施策の進捗状況を把握し、上述で整理した評価の視点も踏まえ評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な方向性や政策体系、目標設定のあり方を点検 ・個別施策については、定期的なフォローアップ結果を活用 <p>その上で、今後重点的に取り組むべき方向性を提示する。</p>
	ステークホルダー(利害関係者)別の分析	検討中 <input checked="" type="checkbox"/>	<p>環境政策の総合的な点検のため、環境政策をめぐる全体的な情勢の分析を中心に行う。また、各局が行っている環境施策に対する利害関係者である国民、事業者等については、各局で施策が企画・立案・施行される過程において、適宜政策評価を通じて必要な検討が行われる。</p>
	国民等に対する利用満足度等の測定	検討中 実施済み <input checked="" type="checkbox"/>	<p>国土交通省環境行動計画の改定作業の過程でパブリックコメントを行い、国民等からの意見を募集する予定。</p>
評価結果のアウトライン		検討中 <input checked="" type="checkbox"/>	<p>社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会合同会議(第6回合同会議を11月1日開催予定)における審議結果等を踏まえて、今後重点的に取り組むべき方向性を提示する。</p>
政策への反映の方向		検討中 <input checked="" type="checkbox"/>	<p>レビュー結果を踏まえて平成20年度前半を目途に国土交通省環境行動計画を改定。</p>
第三者の知見の活用		<p>社会資本整備審議会環境部会(部会長:村上 周三 慶應義塾大学理工学部教授)及び交通政策審議会環境部会(部会長:佐和 隆光 立命館大学政策科学研究科教授、京都大学経済研究所特任教授)から助言を頂く。</p>	
6月の幹部会における意見への対応		<p><意見>それぞれの政策に目標を立てて具体的にどれだけ削減するなど、達成度や進捗状況などを設置してやっていくということになる。(略)一つ一つ実現可能なかどうか検討しないと、目標を立てたもののそのままということに成りかねない。</p> <p><対応>個別の施策目標については、各局等に国土交通省環境行動計画策定以降の取り組みについて自己点検を行って頂くことを通じて、今後の方向性について実現可能性も含め精査して頂く予定。</p>	
備考		○全部局等で実施(総合政策局取りまとめ)	

取引価格情報提供イメージ

平成18年4月27日より提供開始。アクセス件数は平成19年9月で約3500万件。
平成19年10月22日より、リニューアル

土地総合情報システム - Netscape

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) ジャンプ(G) ブックマーク(B) ツール(T) ウィンドウ(W) ヘルプ(H)

土地総合情報システム【不動産取引価格情報】 - Netscape

不動産取引価格情報(市区町村)

平成18年第1四半期・東京都世田谷区・住宅地(更地) 取引件数 件

データ件数:109 件中1 件目 ~ 20 件目を表示中(1/6 ページ目)

No	住所	取引価格 (総額)	取引価格 (m単価)	面積 (m ²)	土地の形状	前面道路		最寄駅		用途 地種	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	地価 公示	地価 調査
						幅員(m) [*]	方位	種類	名称					
1	世田谷区奥沢	¥280,000,000	¥680,000	410	ほぼ長方形	4	東	私道	緑が丘	7	1	低専	50	100
2	世田谷区三軒茶屋	¥47,000,000	¥830,000	55	ほぼ正方形	3	西	私道	三軒茶屋	11	1	住居	60	200
3	世田谷区船橋	¥72,000,000	¥450,000	160	ほぼ長方形	4	西	区道	千歳船橋	14	1	低専	50	100
4	世田谷区奥沢	¥100,000,000	¥670,000	150	ほぼ長方形	4	南	区道	緑が丘	10	1	低専	50	100
5	世田谷区船橋	¥65,000,000	¥590,000	110	ほぼ台形	6	東	区道	千歳船橋	10	1	低専	50	100
6	世田谷区船橋	¥86,000,000	¥430,000	200	ほぼ長方形	4	東	区道	窪室	10	1	低専	60	150
7	世田谷区糺田	¥37,000,000	¥510,000	70	長方形	4	北東	区道	二子玉川	26	1	中専	60	200
8	世田谷区糺田	¥170,000,000	¥400,000	430	ほぼ台形	6	北東	区道	二子玉川	19	2	低専	60	200
9	世田谷区世田谷	¥94,000,000	¥410,000	230	ほぼ正方形	3	西	私道	松隆神社前	2	2	住居	60	300
10	世田谷区深沢	¥220,000,000	¥660,000	330	ほぼ長方形	6	南東	区道	等々力	16	1	低専	50	100
11	世田谷区用賀	¥48,000,000	¥1,000,000	45	台形	4	西	区道	用賀	3	3	近商	80	300
12	世田谷区糺田	¥200,000,000	¥280,000	700	不整形	4	北東	区道	二子玉川	26	1	低専	50	40
13	世田谷区深沢	¥580,000,000	¥650,000	890	ほぼ長方形	11	南東	区道	都立大学	22	2	低専	60	150
14	世田谷区深沢	¥440,000,000	¥490,000	910	ほぼ長方形	6	北	区道	都立大学	24	1	低専	50	100
15	世田谷区世田谷	¥150,000,000	¥580,000	260	ほぼ長方形	5	南	区道	世田谷	5	1	低専	60	150
16	世田谷区世田谷	¥240,000,000	¥480,000	490	ほぼ整形	5	南西	区道	世田谷	4	1	低専	60	150
17	世田谷区世田谷	¥48,000,000	¥570,000	85	ほぼ整形	2	北	私道	世田谷	2	2	住居	60	300
18	世田谷区上馬	¥62,000,000	¥900,000	70	ほぼ正方形	8	北西	区道	駒沢大学	6	1	中専	60	200
19	世田谷区上馬	¥130,000,000	¥630,000	210	ほぼ長方形	4	南西	区道	駒沢大学	5	1	低専	60	150
20	世田谷区世田谷	¥92,000,000	¥390,000	230	不整形	4	北東	区道	世田谷	5	1	低専	60	150

1 2 3 4 5 6 次の20件>>

閉じる X

土地総合情報システム(土地取引価格情報) Netscape

不動産取引価格情報

取引の内容と土地の種類 地域名称 取引時期

住宅地(更地) 居住用 東京都世田谷区 平成18年第1四半期

価格(円/m²)

18-1 18-2 18-3 18-4 19-1

平成18年第1四半期 平成18年第2四半期 平成18年第3四半期 平成18年第4四半期 平成19年第1四半期

閉じる X

土地の種別と住所

住宅地(更地)

住所で検索する 駅で検索する

都道府県: ○東京都

市区町村: ○世田谷区

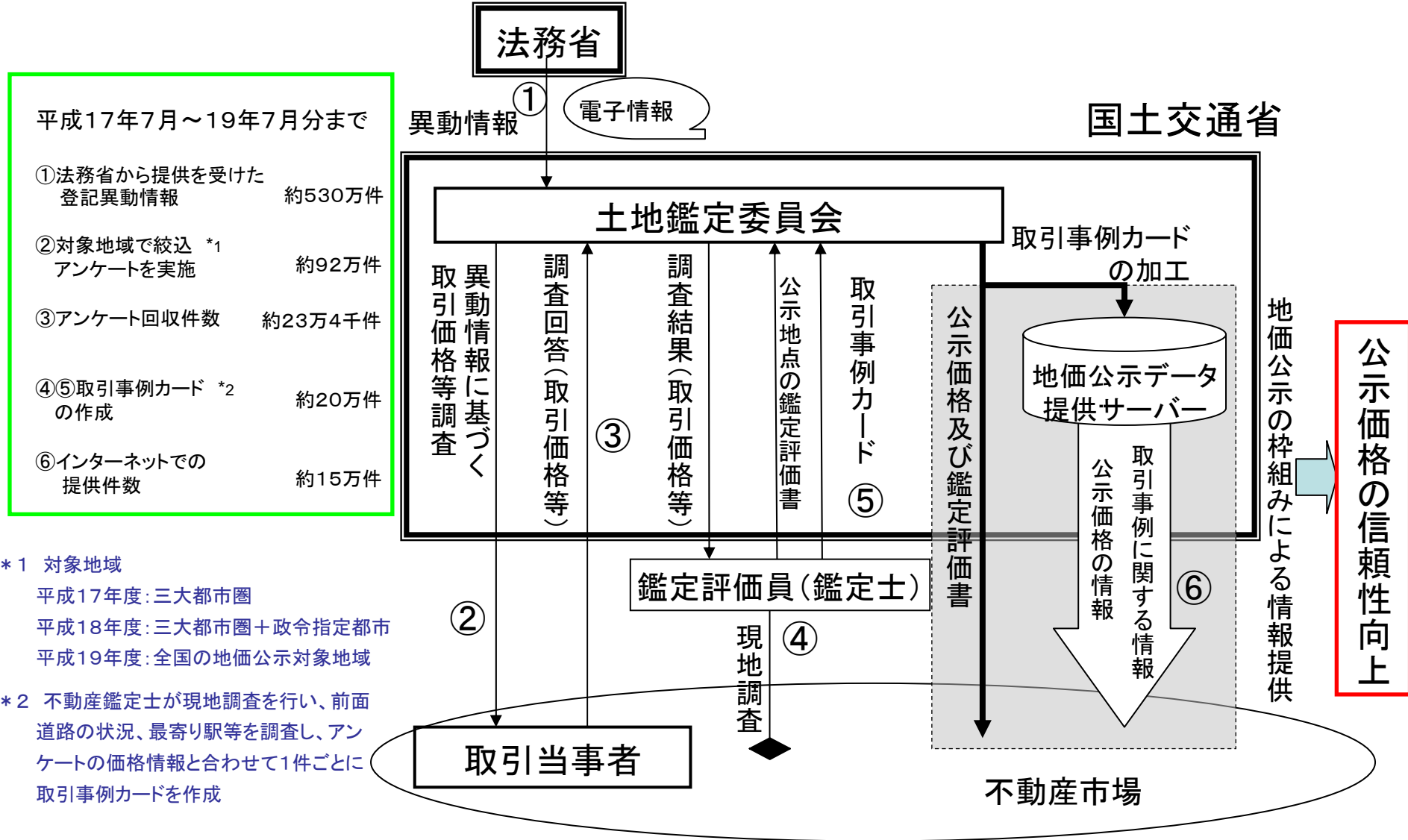
地区: -----

検索

Copyright (c) 2007 ZENRIN CO.,LTD

※データ一覧は実際の値とは異なります。

取引価格情報の収集・提供スキーム



- 平成17年7月～19年7月分まで
- ①法務省から提供を受けた登記異動情報 約530万件
 - ②対象地域で絞込 *1 アンケートを実施 約92万件
 - ③アンケート回収件数 約23万4千件
 - ④⑤取引事例カード *2 の作成 約20万件
 - ⑥インターネットでの提供件数 約15万件

*1 対象地域
 平成17年度:三大都市圏
 平成18年度:三大都市圏+政令指定都市
 平成19年度:全国の地価公示対象地域

*2 不動産鑑定士が現地調査を行い、前面道路の状況、最寄り駅等を調査し、アンケートの価格情報と合わせて1件ごとに取引事例カードを作成

取引価格情報の提供制度に関する検討委員会について

1. 検討委員会設置の趣旨

不動産市場の透明化、取引の円滑化・活性化等を図ることを目的に、平成17年度から取引価格等の調査を開始し、平成18年4月からインターネットを通じて情報提供を開始した。

取引価格情報の提供制度については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)において、これまでの提供結果等を踏まえ、安定的な取引価格情報提供制度のあり方について検討し、結論を得ることとされた。

このため、これまでの実績を検証し、提供内容等について改善すべき方法を検討し、安定的な取引価格情報提供制度のあり方について検討するため、土地・水資源局内に検討委員会を設置した。

2. 委員

委員長	山野目章夫	早稲田大学大学院法務研究科教授
委員	浅見 泰司	東京大学空間情報科学研究センター副センター長 教授
	阿曾 香	リクルート住宅総合研究所主任研究員
	市村 重治	(社)不動産協会企画委員長
	井手 博信	(社)全日本不動産協会常務理事
	清水 千弘	麗澤大学国際経済学部助教授
	長谷部恭男	東京大学法学部教授
	福士 正	(社)全国宅地建物取引業協会連合会専務理事
	前川 俊一	明海大学不動産学部教授
	増田 修造	(社)日本不動産鑑定協会副会長

* 肩書きは平成19年2月現在 (五十音順)

3. 審議の経過

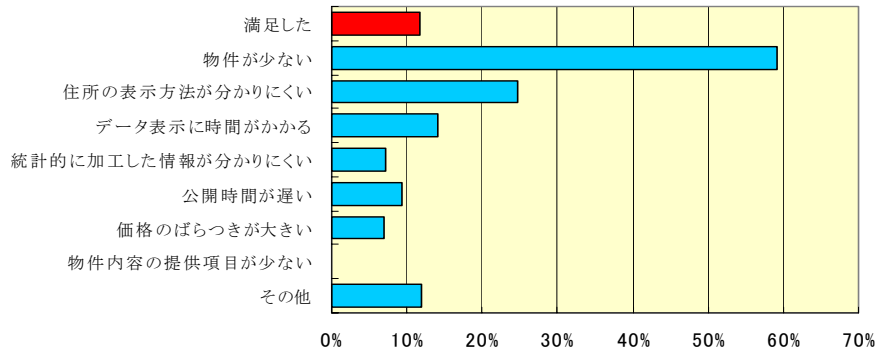
- 第1回(平成18年10月13日(金))
 - ・委員会設置の趣旨
 - ・取引価格情報の提供制度の現状と課題
 - ・検討の進め方
- 第2回(平成18年11月17日(金))
 - ・安定的な情報提供体系はどうあるべきか
 - ・提供されるべき取引価格情報のあり方
 - ・安定的制度に向けた回収率の向上方策はどうあるべきか
- 第3回(平成18年12月25日(月))
 - ・法制化についての検討
 - ・取引価格情報の拡充案等について
 - ・検討委員会とりまとめ骨子案について
- 第4回(平成19年2月9日(金))
 - ・最終とりまとめについて

実績の検証・国民の意識調査

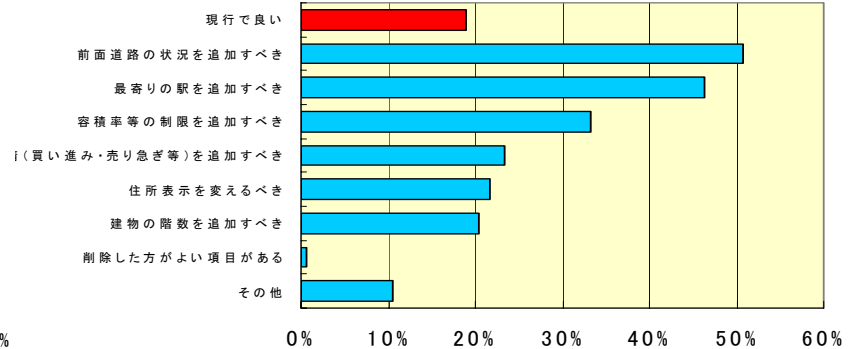
感想・意見等

- ◆満足したという利用者は11%と少数派。(満足していない)感想としては、現時点では「物件が少ない」という内容面での意見や、システムのユーザビリティ(表示や時間)等へのリクエストが多い。
- ◆個別事例の開示に対する意見としては、「現行で良い」というものは20%弱で、前面道路、最寄り駅等の開示を求める意見が多かった。

利用者の感想(複数選択可)



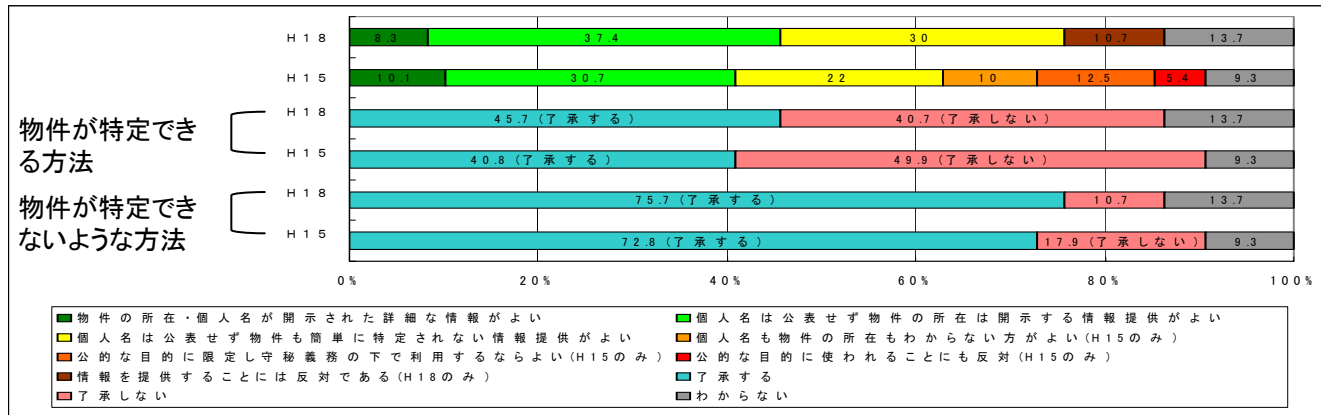
個別事例に対する意見(複数選択可)



出典:ウェブ上での利用者アンケート結果(H18. 4. 27~H19. 8. 31回答分)

土地の取引価格情報の提供に関する国民の意識調査(平成18年10月)

自分自身の取引価格が一般に知られることについて



約75%の人が物件が特定できなければ公開されても構わないとしているが、物件が特定できる方法でも構わないという人の割合は約45%に留まっている。

現時点でも物件が特定できないように配慮した情報提供がよいのではないか

取引価格情報の提供制度に関する検討委員会の指摘と今後の施策展開

【情報提供の改善】

- ・プライバシーに対する国民意識を踏まえ、物件が特定されない形で引き続き公表する一方、その範囲で、最大限提供できる情報を開示すべき。
- ・公示価格との違いを分かりやすく示すとともに、公示価格、取引価格を比較して見ることができるよう改善。

➡ 平成19年10月以降、提供項目を拡充し、公示価格等と比較して見られるようシステムを改修して公表

【回収率向上】

- ・国民の理解と協力を得ながら回収率を上げていくことが肝要であり、罰則規定を設けるという方策を直ちに取るのではなく、使い勝手の改善、業界団体と連携した普及・啓発活動の実施等総合的取り組みにより回収率向上を図るべき。

➡ 不動産関連業界を通じ、パンフレットを配布するとともに雑誌掲載等によるPRを実施

【情報の利活用】

- ・取引価格情報は、適正な地価の形成等土地政策にとって極めて有用な情報。このため、万全なプライバシー保護を図りつつ地方公共団体の地価担当部局との情報共有を図るとともに、今後、回収率の動向も踏まえつつ、土地利用政策や都市計画、住宅政策への活用等も検討すべき。

➡ 地方公共団体地価担当部局との情報共有について検討

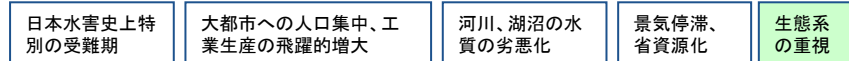
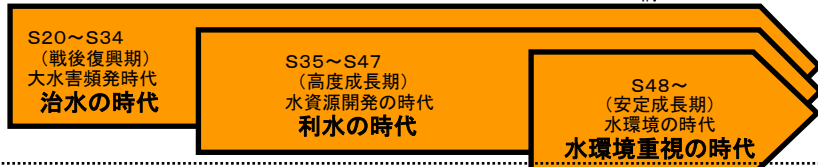
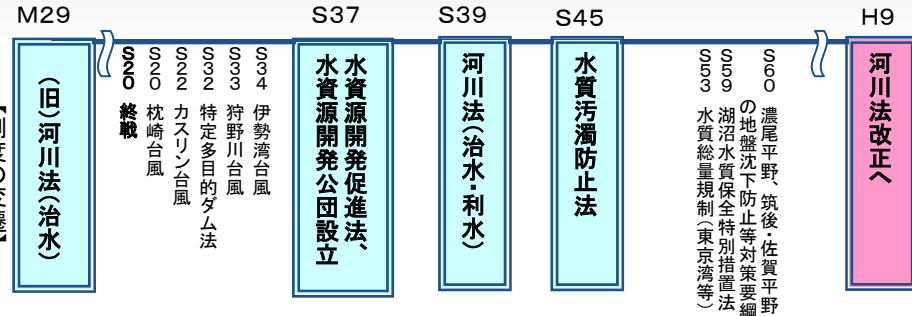
平成19年度とりまとめ政策レビュー進捗状況

テーマ名		不動産取引価格情報の開示 -土地市場の条件整備-	
評価の目的、必要性		<p>不動産取引価格情報の提供は、市場の透明化、取引の円滑化・活性化等を図ることを目的に開始され、平成17年度から、三大都市圏の政令指定都市等を対象に取引当事者に取引価格等に関するアンケート調査を実施している。調査結果は、平成18年4月から個別の物件が特定できないよう配慮して、取引された不動産の所在、地目、取引時点、面積、価格等をインターネットを通じて四半期単位で公表している。平成19年度からは、調査対象地域を全国に拡充することとした。</p> <p>取引価格情報の提供制度を国民が利用しやすい提供内容や安定的な制度として充実、発展させていくために評価を実施する必要がある。</p> <p>なお、平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」においても、国土交通省は取引価格情報の調査・提供を行い、実施上の課題などを実績を通じて検証するとともに、法制化を目標に安定的な制度のあり方について検討し、結論を得るとされた。</p>	
評価の視点		検討中 確定	<ul style="list-style-type: none"> ・取引価格情報提供制度のこれまでの実績（アクセス数、アンケート調査の回収率、利用者の意見等） ・取引価格情報提供制度に対する国民意識（不動産取引に対する印象等）
評価手法	全般	検討中 確定	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産の取引価格情報の提供について、意識調査を実施。 ・取引価格の提供内容等について利用者にアンケートを実施。 ・取引価格情報の提供制度のこれまでの実績や今後の安定的な情報提供体系のあり方について検討するため、平成18年10月に「取引価格情報の提供制度に関する検討委員会」（委員長：山野目章夫 早稲田大学大学院法務研究科教授）を設置し検討。
	ステークホルダー（利害関係者）別の分析	検討中 確定 予定なし	<p><情報提供者の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引価格情報のアンケート回収率の向上及び制度の安定的な運用に向けた分析 <p><利用者の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引価格情報のインターネットアクセス結果を活用した利用実績の分析
	国民等に対する利用満足度等の測定	検討中 実施済み 予定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産の取引価格情報の提供について、意識調査を実施。不動産を売買する際に利用している情報のうち「不動産の取引価格情報」を参考にしている回答は15.8%。 ・不動産の取引価格情報の提供制度について、平成19年10月22日よりWebアンケートを実施中。 ・不動産の取引価格情報の提供内容について、平成19年10月22日よりWebアンケートを実施中。
評価結果のアウトライン		検討中 確定	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットへのアクセス件数は、3,500万件以上（平成19年9月現在）【平成18年度2,300万件、平成19年度1,200万件（平成19年9月末現在）】であり、予想を上回る件数であったが、アンケート調査の回収率は28%に留まっており、更なる制度の定着のための施策に取り組む。 ・不動産の取引価格情報の提供に関する国民の意識調査結果は、約7割の人が不動産取引に対し「難しそうでわかりにくい」「なんとなく不安」と感じている（取引価格情報の提供については約6割が賛成している。）という結果であったが、土地市場の透明性向上のために不動産の取引価格情報提供制度の普及啓発に取り組む。 ・インターネットにアクセスした利用者のアンケート結果は、開示内容が現行で良いとする人は20%弱（前面道路、最寄り駅、容積率等について追加すべきとの意見が多い。）という結果であるが、平成19年10月22日より調査対象区域の拡大や提供項目の見直しを行い国民からの意見を反映させた。
政策への反映の方向		検討中 確定	<p>「取引価格情報の提供制度に関する検討委員会」の検討結果、「WEBアンケート調査」や「意識調査」の調査結果をふまえ、不動産の取引価格情報提供精度を国民が利用しやすい提供内容への充実を図るとともに、取引価格調査の回収率向上のための施策を検討し、安定的な精度としての充実・発展を図る。また、取引価格情報の地方公共団体地価担当部局との情報共有や他の政策への利活用方策についても検討を行う。</p>
第三者の知見の活用		<p>平成18年10月に学識経験者からなる「取引価格情報の提供制度に関する検討委員会」を設置し、検討を行い、平成19年2月に結果をとりまとめた。平成19年5月、国土審議会土地政策分科会に「取引価格情報の提供制度に関する検討委員会」の検討結果を報告した。</p>	
6月の幹部会における意見への対応		<p><意見>国土交通省と地方自治体の関係はどうなっているのか。 <対応>個人情報に留意しつつ、地方公共団体の地価担当部局と取引情報の共有化を図るための手段を検討中。</p>	
備考		<p>○土地・水資源局単独で実施。 <関連する指標>「地価情報を提供するホームページへのアクセス件数（新指標）」「取引価格情報を提供するホームページへの①アクセス件数、②取引価格情報の提供件数（新指標）」</p>	

河川法の改正と河川環境施策の変遷

1. 戦後の河川行政の大きな流れ

・社会経済の変化や地域住民の河川に求める機能を踏まえ、河川整備の視点は「治水の時代」から「利水の時代」、そして「水環境重視の時代」へと推移した。



・大型台風、梅雨前線豪雨の頻発
 ・3年を除き毎年1000人以上の死者
 ・S39夏東京オリンピック直前得水飢饉

・水源地の疲弊
 (S48 水源地对策特別措置法)



S34.9 伊勢湾台風による被害(名古屋港区)



H7 高松渇水



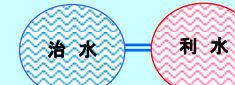
S50年頃の水質汚濁が深刻な松江堀川

2. 平成9年河川法の改正と河川環境施策の変遷

- ・平成9年の河川法改正により、「河川環境の整備と保全」が内部目的化された。
- ・これにより、多様な生物の生息・生育環境やうおいのある水辺空間の整備・保全、地域の風土と文化を形成する個性豊かな川づくりが求められている。

この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。
 河川法第1条(目的)より

河川法(S39-H9)

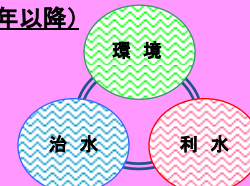


【課題】

河川は単に治水、利水の機能を持つ施設としてだけでなく、豊かな自然環境を残し、潤いのある生活環境の舞台としての役割が期待される

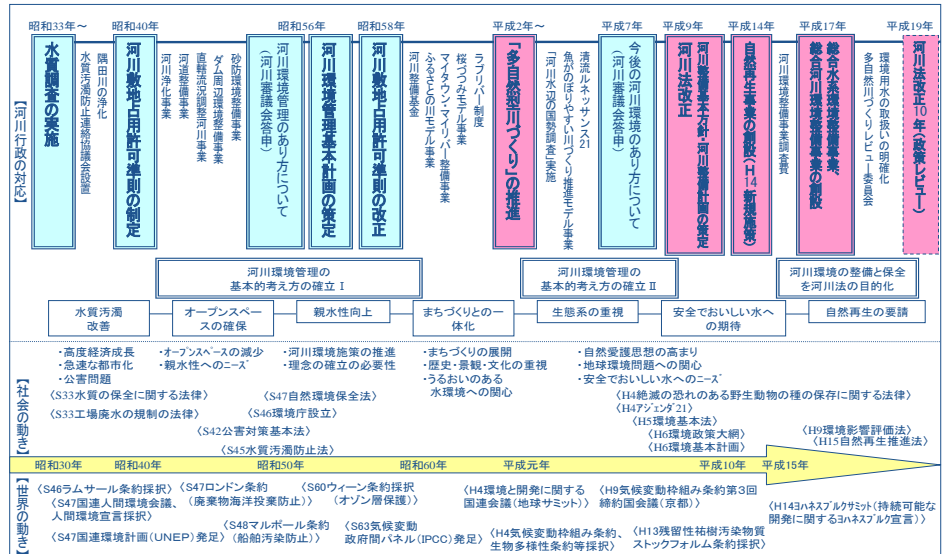
出典 改正河川法の解説とこれからの河川行政

改正河川法(平成9年以降)



【河川環境の定義】

- ・河川の自然環境(河川の流水に生息・繁殖する水生動植物、流水を囲む水辺環境域に生息・繁殖する陸生動植物の多様な生態系)
- ・河川と人の関わりにおける生活環境(流水の水質(底質を含む)、河川に係る水と緑の景観、河川空間のアメニティ等)



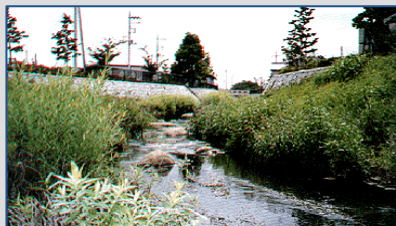


河川環境の整備と保全に関する取り組み

生物の生息・生育・繁殖 環境の保全と整備



多様な生物の生息環境となる
良好な湿地環境の保全
(円山川・兵庫県)

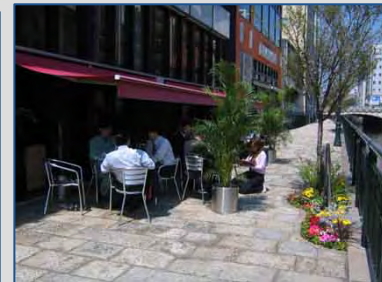


瀬淵など多様な河川空間の
保全・再生
(二ヶ領本川・神奈川県)

魅力ある水辺空間の整備



水辺を活かした賑わい
(道頓堀川・大阪府)



川沿いのオープンカフェ
(堀川・愛知県)

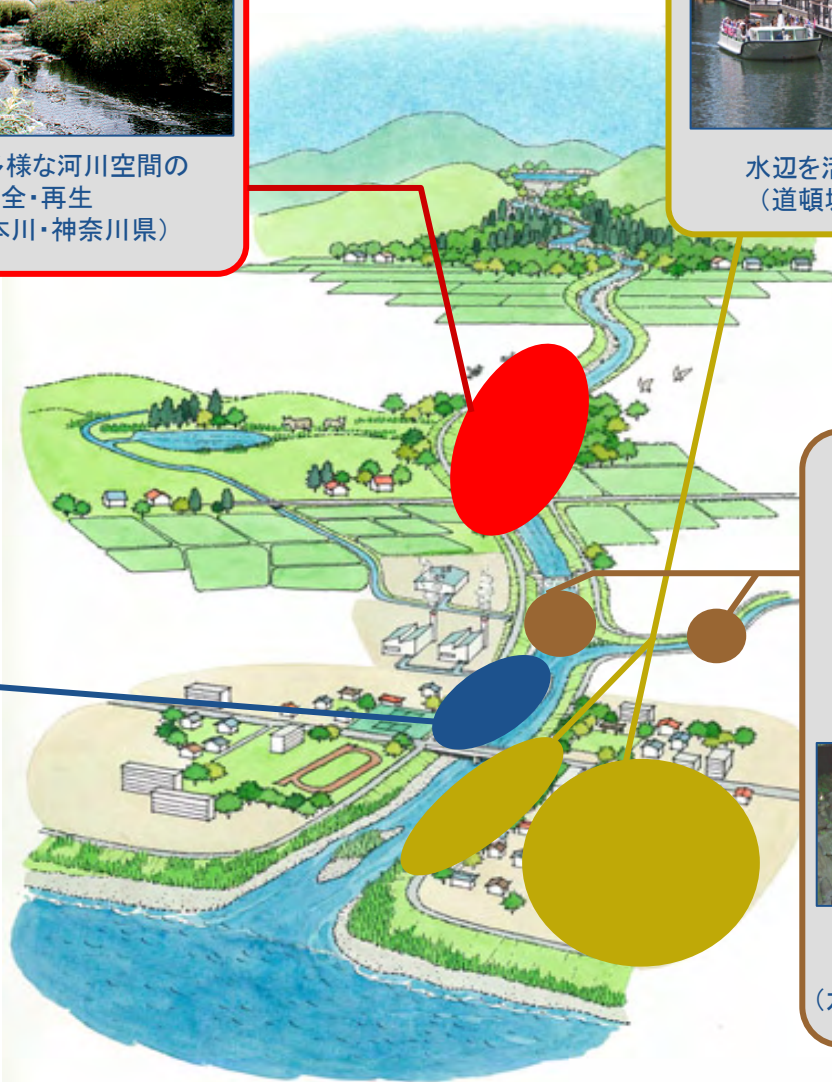
地域・市民との連携・協働



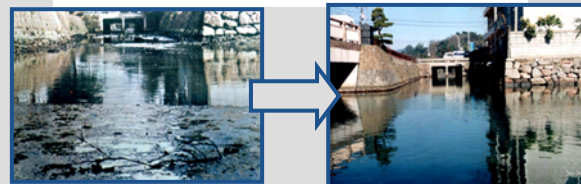
水辺の楽校
(多摩川・神奈川県)



市民団体等と連携した
河川清掃
(旭川・岡山県)



河川利用・生活環境に配慮 した水量・水質の確保



浄化用水の導入による水質浄化
(松江堀川・島根県)



環境用水による
まちの清流回復
(六郷堀・七郷堀・宮城県)

政策レビュー委員会における評価対象施策

大分類	小分類(施策群)	個別施策	H9河川法改正 (年度)						
			1990	1997	2000	2005			
河川環境の整備と保全	生物の生息・生育・繁殖環境の保全と整備	多自然型川づくり		↓	
		多自然川づくり						↓	
		自然再生事業						
		樹林帯制度						
		外来種対策						
		流況改善※2	正常流量設定					
			ダム弾力的管理					
			発電ガイドライン	1988年
		魚がのぼりやすい川づくり						
		環境影響評価						
		ダムのフォローアップ						
	河川水辺の国勢調査							
	魅力ある水辺空間の整備と保全	地域と一体となった空間整備(かわまちづくり)		
		大臣特認制度を活用した河川における文化財保全の取組み						
		舟運						
		水源地域の利用・活性化(ダム水源地域ビジョン等)						
		河川の空間利用に関する計画(河川環境管理基本計画)	1983年	
		河川環境に配慮した占用許可						
	水面利用の推進・適正化	利用者間の調整(船舶通行方法の指定)						
		不法係留船対策						
河川利用・生活環境に配慮した水量・水質の改善	清流ルネッサンス・清流ルネッサンスⅡ							
	まちの清流の再生(環境用水)							
	流況改善※2	正常流量設定	1964年	
		ダム弾力的管理						
発電ガイドライン		1988年		
地域・市民との連携・協働	市民連携の推進							
	川に学ぶ社会	河川における環境教育						
		安全な河川利用の推進						

【凡例】

..... は、河川法改正以降、取り組みが強化された、または新たに開始された施策

..... は、河川法改正以前から取り組まれていた施策

多自然川づくり

○「多自然川づくり」は、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
 ○「多自然川づくり」はすべての川づくりの基本であり、すべての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理におけるすべての行為が対象。

貫川(福岡県)の多自然川づくりの例



<施工前>

両岸ともコンクリート護岸で固められ、水辺の生物の生息場がほとんどない。



<施工後(約2年)>
 瀬や淵が形成され、水際のよどみや植物の落とす影が魚たちの生息場となっている。



外来種対策

河川域においては、多くの外来種が確認されており、河川における生物多様性の低下や人間の活動への影響が懸念され、一部で顕在化してきている。

【在来種や在来生態系への影響の例】

- ・在来種の生息・生育場所の占奪
- ・在来魚種の捕食
- ・交雑による純系在来種の減少
- ・生態系の攪乱(基盤環境変化等)

各種対策を各河川個別に実施 対策方法や実施事例についての文献とりまとめ(普及・啓発)



【対策例】アレチウリの駆除作業



自然再生事業

河川環境の保全を目的とし、流域の視点から、人為的に制約を受けた「川のシステム」を元に戻す(=再自然化する)河川事業。また、極力人間の手を入れず、自然の復元力を活かして実施。

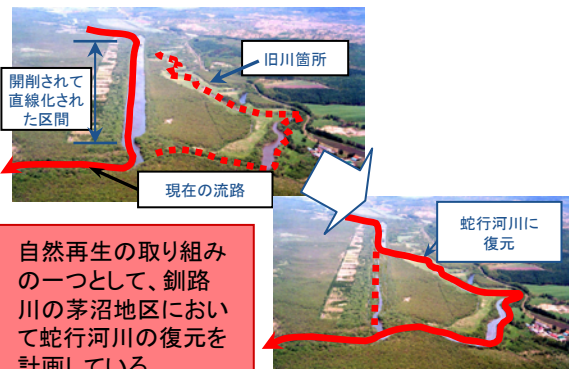
松浦川(佐賀県)の自然再生事業の例 釧路川(北海道)の自然再生事業の例



昔あった豊かな生態系を育む湿地環境の回復

松浦川 平成16年9月現在

「河川の氾濫原的湿地を再生」「人と生物のふれあいの再生」を目標として、地盤の掘り下げ、シードバンク手法による植生復元などを実施。



開削されて直線化された区間
 旧川箇所
 現在の流路

蛇行河川に復元

自然再生の取り組みの一つとして、釧路川の茅沼地区において蛇行河川の復元を計画している。

環境影響評価

ダム事業においては、環境影響評価を実施した上で、必要な環境保全措置を実施している。

環境影響評価
 マニュアルの作成



曝気による富栄養化の防止

生態系(典型性・移動性)への
 保全措置
 (小動物の移動路の確保等)



横断管渠の設置(ほ乳類等対象)



曝気循環装置による水質浄化

魅力ある水辺空間の整備

かわまちづくり

かつての川と人との関わりは、生活の場であり生物と共存する空間であったが、河川整備により安全性は向上したものの、コンクリート三面張りの川に代表されるように、川と人との関わりを希薄にしてきた。このため、積極的に河川空間を都市再生や地域活性化のために活用する「かわまちづくり」の取り組みを実施。

地域の歴史・文化の薫る川づくり

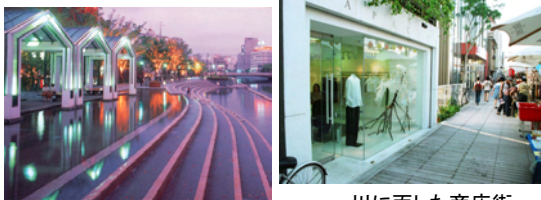
小野川(千葉県香取市)



小野川は、かつては利根川舟運の交通拠点として繁栄しており、沿川には歴史的建築物が多数存在している。これら歴史的街並みと調和した川づくりをおこなった。

都市の川を活用した賑わいの創出

新町川(徳島県徳島市)



徳島市の中心部を流れる新町川の親水性の高い護岸において、各種イベントが開催され、川沿いの商店街の活性化が進んでいる。

河川環境に配慮した占用許可

河川敷地の占用は、河川環境を保全するため、便所、ベンチ等も含め、工作物のデザイン、色彩等を河川全体の景観と調和したものにすることに留意するなど、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならないことを占用の許可の基準としている。

占用許可準則の特例による社会実験

太田川(広島県広島市)



平成17年10月に「水辺のオープンカフェ」を設け、水辺と市街地の一体化を促進した。

河川水面利用の適正化

○河川水面利用における利用者間の調整

河川空間を適切に利用していくため、他の河川の使用に著しい支障が生じないように河川管理者が秩序ある河川使用の調整を図り、適正な河川管理の推進を目的として行うもの。

荒川における通航ルール

河川における船舶の通航方法の指定等についての準則に基づき荒川における通航方法を指定する区域の設定



○不法係留船対策

暫定係留施設の整備



河川マリーナの整備

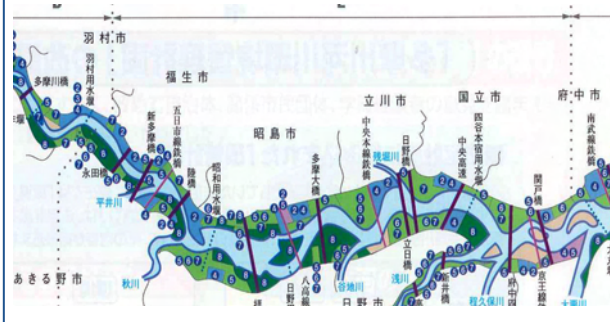


河川環境管理基本計画

河川環境の保全と創造に係わる施策を総合的かつ計画的に実施するため、その基本的事項を定めた基本計画。

河川環境管理の基本計画に基づき、レクリエーション空間等の配置計画(ゾーニング)等の空間管理計画を定める。

ゾーニングに基づき、河川環境管理を実施。



- A …人工整備ゾーン
運動施設、遊戯施設など、人工的施設を積極的に整備するエリア
- B …施設利用ゾーン
人工的施設を中心に、文教施設などの利用も可能なエリア
- C …整備・自然ゾーン
人工の利用と自然的利用が相半ばしているエリア
- D …自然利用ゾーン
自然的施設を中心に整備、人工的施設も若干備えたエリア
- E …自然保全ゾーン
自然生態系を保全するため、人工的施設は原則的に設置しないエリア

清流ルネッサンス

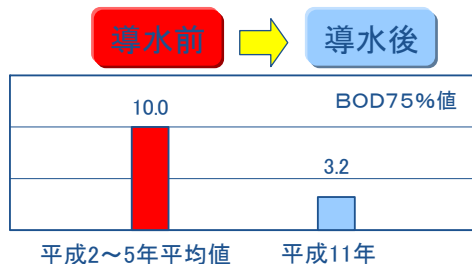
水環境の悪化が著しい河川、都市下水路、湖沼、ダム貯水池等において、水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者、下水道管理者及び関係者が一体となって水環境改善施策を総合的かつ重点的に実施し、水質の改善、水量の確保を図る。

【導水による浄化の効果：松江堀川の事例】

昭和50年頃の水質汚濁が深刻な松江堀川

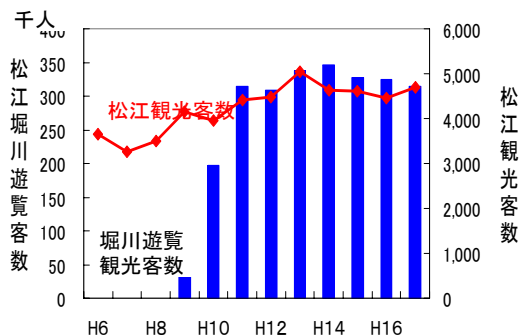


水質の汚濁を示すBODは以前の1/3まで減少

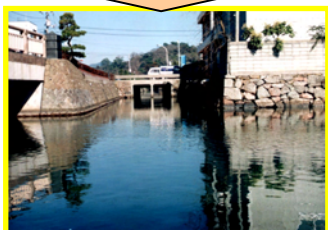


※BOD: 水の中の微生物がよごれを分解するときには、酸素が使われます。よごれが多いと使われる酸素の量も多くなってきます。この酸素の量を表したものをBOD(生物化学的酸素要求量)といいます。

浄化後の遊覧船就航後30万人の観光入込み客数増



平成8年に導水を開始した後の松江堀川



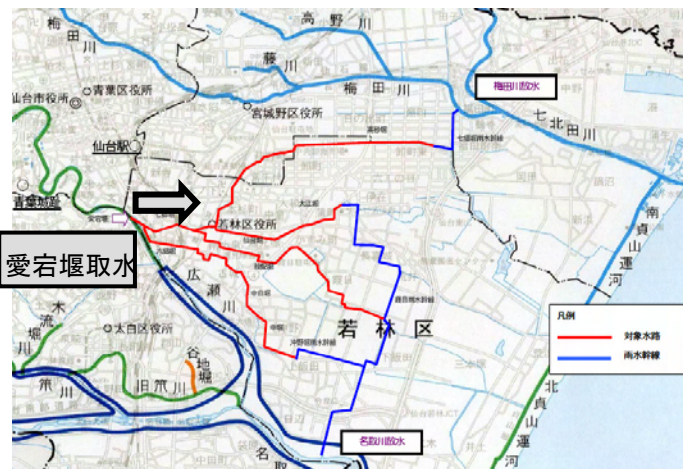
まちの清流の再生(環境用水)

環境用水とは、水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした用水。

水利使用許可により環境用水を通水した先行事例【六郷堀・七郷堀(宮城県仙台市の農業用水路)】

○平成11年度から16年度にかけて5回、広瀬川から六郷堀・七郷堀に非かんがい期の試験通水を実施。

○試験通水による水質浄化、地域住民へのアンケート等から有効性が確認され、浄化及び修景を目的とした冬期の水利使用(0.3m³/s)を許可し、通水が開始された。



六郷堀・七郷堀位置図

通水前

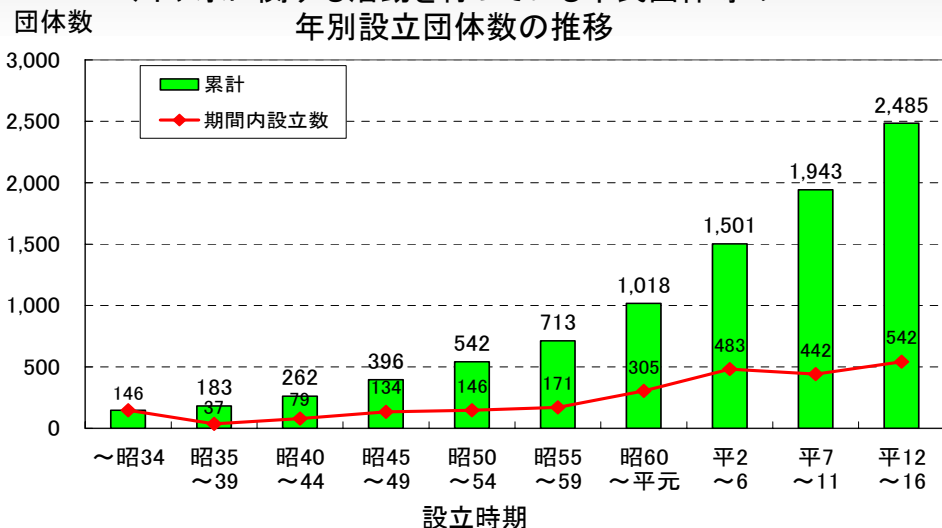


通水後



市民連携の取り組み

川や水に関する活動を行っている市民団体等の
年別設立団体数の推移



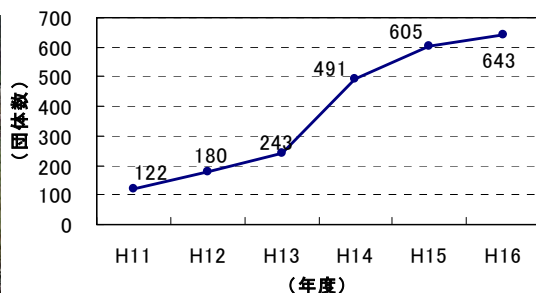
(社)日本河川協会資料より;平成16年10月【他に設立時期不明の団体数が345ある】

【市民と連携した河川美化等の取り組み事例】

- 市民団体、NPO等が、一定区間の河川敷等の清掃や草刈り、美化活動等を実施
- 河川管理者が、清掃用具の支給、サイン看板の設置等を実施
- 地元自治体が、収集ゴミの運搬・処理等を実施



市民団体等と連携した河川清掃状況
(旭川(岡山県))



河川美化等の取り組みを行っている
市民団体数(直轄区間)

「子どもの水辺」再発見プロジェクト

- ・地域の市民団体、教育関係者、河川管理者等が一体となって、子どもの水辺協議会を設置。
- ・「子どもの水辺サポートセンター」が活動を支援(資機材の貸出、活動のコーディネート等)。
- ・平成11年度より本プロジェクトに取り組んでおり、これまでに全国で248箇所(平成19年3月末)が登録され、活動が推進。
- ・必要に応じて、河川管理者が「水辺の楽校プロジェクト」により、子どもが水辺を歩きやすいよう遊歩道を設置する等の施設整備を実施。



多摩川流れ体験
(とどろき水辺の楽校協議会)



「子どもの水辺」での活動の様子
こぎ
(近木川(大阪府))

NPO法人「川に学ぶ体験活動協議会(RAC)」

- ・全国各地の川で活動するNPO法人や市民団体で構成される協議会。川で活動することを通して、人間性の回復や水環境の保全についての認識を広げることを目的としている。

- ・川での体験活動を支援・推進することを目標に、各地の市民団体等と連携して、川に親しむための基礎講座(1日普及講座)や、川で楽しく安全に遊ぶための指導者の育成(指導者育成講座)を開催。



川の指導者育成講習会

平成19年度とりまとめ政策レビュー進捗状況

テーマ名		河川環境の整備・保全の取組み —河川法改正後の取組みの検証と今後の在り方—	
評価の目的、必要性		平成9年の河川法改正により、新たに「河川環境の整備と保全」が目標に盛り込まれてから10年を経過したことを踏まえ、同法改正以降、取組みが強化された、又は新たに開始された施策を具体的な評価対象とし、河川環境の整備と保全に関する取組み全体を評価するとともに、今後の方向性を打ち出すこととする。	
評価の視点		検討中 確定	河川環境は多様な価値を有しており、河川環境の整備と保全の取組みを ・「生物の生息・生育・繁殖環境の保全と整備」 ・「魅力ある水辺空間の整備と保全」 ・「河川利用・生活環境に配慮した水量・水質の改善」 ・「地域・市民との連携・協働」 に分け、これらを個別に評価することにより、全体としての評価を行う。
評価手法	全般	検討中 確定	平成9年の河川法改正以降、取組みが強化された、又は新たに開始された河川環境関連施策を対象とし、上記視点により評価を行う。評価にあたっては、事業実施事例、事業主体へのアンケート等に基づき、学識者からなる委員会を中心として評価・分析を行う。
	ステークホルダー(利害関係者)別の分析	検討中 確定 予定なし	河川環境施策は、直接の対象が自然物である場合など、必ずしもステークホルダーが存在するわけではないため、今回の政策レビューでは、ステークホルダー別の評価を実施しないこととした。
	国民等に対する利用満足度等の測定	検討中 実施済み 予定なし	評価にあたっては、各施策に対して過去に実施されたアンケート結果等も参考にしている。また、評価書に対してパブリックコメントを実施し、国民からの意見を募る予定である。
評価結果のアウトライン		検討中 確定	上記「評価の視点」に記述のある4点について、それぞれの取り組みの評価をとりまとめたところ。その内容について、現在第三者委員会からの意見に基づき見直しを実施中。今後は、それらを踏まえて、河川環境施策の今後の方向について議論していく。
政策への反映の方向		検討中 確定	評価結果を基に、課題を整理し、今後取り組むべきポイントを抽出した上で、河川環境施策全般についての今後の方向を導き出し、新たな展開を図る。
第三者の知見の活用		河川環境は多様な価値を有しており、幅広い知見に基づいた評価が必要とされる。そこで学識経験者から成る「河川環境の整備・保全に関する政策レビュー委員会」（委員長：山岸 哲 山階鳥類研究所所長）を設置し、委員会での議論を中心として、評価を取りまとめていく。委員会は評価対象別に2つの部会に分かれている。これまで委員会を2回、部会をそれぞれ2回ずつ開催している。	
6月の幹部会における意見への対応		特段の意見なし。	
備考		○河川局単独で実施。 ＜関連する指標＞「自然体験活動拠点数（A-2）」「河川における汚濁負荷削減率（A-2）」「失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合（A-2）」「失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合（A-2）」「地域に開かれたダム、ダム湖利用者数（B-1）」	

事後チェックの強化に向けた制度改正

船員法、内航海運業法及び船員職業安定法の改正(平成17年4月施行)

・労働時間規制の見直し、監督権限の強化 ・内航海運における運航管理制度の導入 等

運輸安全マネジメント制度の導入(平成18年10月施行)

地方運輸局等

運航監理官
(旅客船のみ)

船員労務官

平成17年4月、統合

「運航労務監理官」設置

(全国に172人配置(平成19年度末定員))

・旅客船、貨物船の運航監理、
船員労務監査等の権限を一
体的・効果的に行使



連携

本省

国内旅客課
(安全関係)国内貨物課
(安全関係)

船員労働環境課

平成18年7月、統合

「運航労務課」設置

・海上運送法、内航海運業法、船員法等に基
づく監査業務を一元的に所管
・地方運輸局等の運航労務監理官に対する一
元的な指導

運航労務監理官が行う業務

運航管理監査

- 海上運送法、内航海運業法に基づき、以下の業務を実施する。
 - ・許認可申請に対する安全審査(旅客船)
 - ・事業者の運航管理体制の監督
 - 一安全管理規程の適格審査
 - 一運航管理者等の資格審査
 - 一運航管理業務の監査
 - 一事故発生時の原因究明及び再発防止策の実施

船員労務監査

- 船員法に基づき、船員の労働時間、乗組み定員、航海当直体制、安全衛生等の監査を実施する。
- これらの法令違反に対しては、刑事訴訟法に規定する特別司法警察員(船員労務官)の職務を行う。

運輸安全マネジメント
評価

- 海上運送法、内航海運業法に基づき、事業者の安全管理体制(経営トップの関与、PDCAサイクルの実施等)をチェックするため安全マネジメント評価を実施する。

船員派遣事業に係る
立入検査

- 船員職業安定法に基づき、船員派遣の許可を受けた事業者による派遣であることの検査を実施する。

評価のポイント

運航労務監理官が重点的に取り組んできた事項

重大事故発生時の再発防止対策

重大事故の発生時には、その原因の究明に努め、船舶運航事業者における安全管理体制の再構築等の再発防止策を徹底。

運輸安全マネジメント評価

事業者の安全管理体制（経営トップの関与、PDCAサイクル等）をチェックするため、安全マネジメントの評価を平成19年度から本格的に実施。

超高速船の安全対策

「超高速船に関する安全対策検討委員会」における検討成果を踏まえ、超高速船の安全対策を着実に推進。

その他の政策課題への対応

飲酒当直対策等の政策課題への対応。

評価手法

- 主要な事故について事例分析を行う。
- 成果を総合的に評価するため指標を活用する。
 - ・ 海難船舶隻数
 - ・ 船員災害件数
 - ・ 運航労務監査の実施状況

評価の検討

- 重点的に取り組んできた事項の成果を検証
- 更なる体制強化や業務手法の改善を図るべき点を抽出

- 重大事故発生時の再発防止対策については、迅速な原因究明と実効性ある再発防止策を検討・実施する。
- 運輸安全マネジメント評価については、事業者の規模等に応じた効果的な評価を実施するとともに、人材の確保とレベルアップを図ることにより質を向上させる。
- 超高速船の安全対策については、「超高速船に関する安全対策検討委員会」における中間とりまとめを引き続き着実に実施するとともに、最終とりまとめを踏まえて安全対策の一層の向上を図る。
- その他の政策課題については、引き続き、社会的な要請、国際的な動向等に迅速かつ弾力的に対応する。

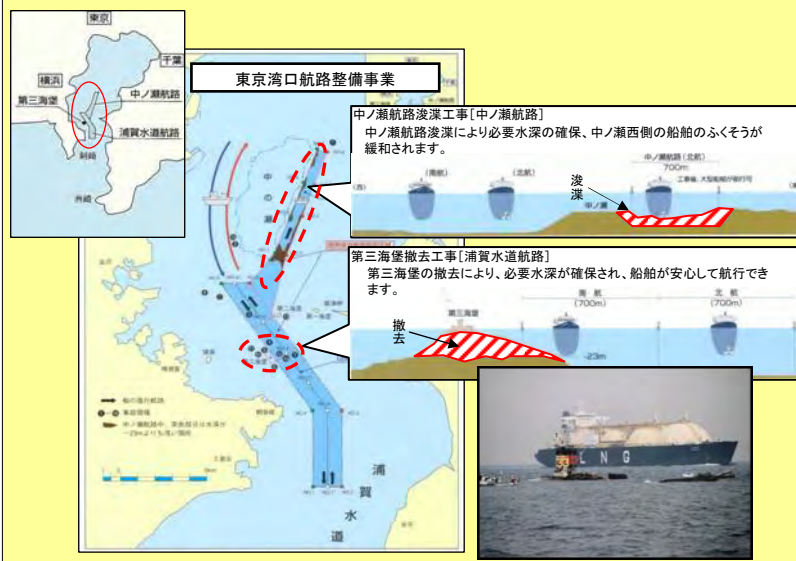
政策への反映の方向

- 政策レビューを行うことにより、①平成23年までに商船の海難船舶隻数を10%以上減少させる、②平成24年までに、船員の死傷災害を21%以上（調整中）減少させるという業績指標を確実に達成するべく、更なる体制強化や業務手法の改善を図る。

平成19年度とりまとめ政策レビュー進捗状況

テーマ名		船舶の運航労務に係る事後チェック体制の強化策	
評価の目的、必要性		近年における公共交通機関での重大事故の発生を受けて、国民の安全・安心に対する要請が交通モード横断的に高まってきていることから、海事分野においても、運輸安全マネジメント制度の導入、重大事故発生時の再発防止策の徹底等により、船舶の航行安全の確保に向けた対策を総合的に強化してきている。その一環として、交通政策全体が需給調整等の参入規制を通じた手法から事後チェックを中心に安全規制を確保する手法にシフトしていることに対応し、海事局では、平成17年度から各事業法、船員法等に基づく横断的な執行官たる運航労務監理官を設置し、事後チェック体制の強化に取り組んでいるところであり、その成果と今後の課題について検討する。	
評価の視点		検討中 確定	運航労務監理官の行う業務のうち以下の重点事項を中心として、その成果を検証するとともに、更なる体制強化や業務手法の改善を図るべき点を抽出する。 ・重大事故発生時の対応状況 ・運輸安全マネジメント制度の実施状況 ・超高速船の安全対策の実施状況 ・その他の政策課題への対応状況
評価手法	全般	検討中 確定	重大事故発生時の原因の究明及び再発防止策の実施状況、運輸安全マネジメント制度の実施状況、超高速船の安全対策の実施状況等について、その成果を総合的に評価するため、主要な事故について事例分析を行うとともに、運航労務監査の実施状況、海難船舶隻数及び船員災害件数等の指標を活用する。
	ステークホルダー(利害関係者)別の分析	検討中 確定 予定なし	・船舶運航事業者について、安全管理体制の構築状況等を海難船舶隻数の指標を活用し分析する。 ・船員について、災害防止対策の実施状況等を船員災害件数等の指標を活用し分析する。
	国民等に対する利用満足度等の測定	検討中 実施済み 予定なし	平成19年度に開催する「運輸安全マネジメント評価第三者委員会」において、海事関係団体及び有識者等の第三者が運航労務監理官によるマネジメント評価の実施状況等について確認し、評価を行う予定。
評価結果のアウトライン		検討中 確定	現在、運航労務監理官が行っている重点事項を中心として、その成果を検証するとともに、以下の視点に立って更なる体制強化や業務手法の改善を図るべき点を抽出する。 ・重大事故発生時の対応状況については、迅速に監査を行い原因の究明に努めるとともに、表面的な事象にとらわれることなく、より実効性のある再発防止策を検討・実施する。 ・運輸安全マネジメント制度の実施状況については、周知啓発を引き続き行うとともに、船舶運航事業者の規模等に応じた効果的な運輸安全マネジメント評価を実施するほか、これに必要な人材の確保とレベルアップを図ることにより評価の質の向上を図る。 ・超高速船の安全対策の実施状況については、「超高速船に関する安全対策検討委員会」において平成18年8月に決定した中間とりまとめを引き続き着実に実施するとともに、平成19年度末を目途に行う最終とりまとめを踏まえ、安全対策の一層の向上を図る。
政策への反映の方向		検討中 確定	運航労務監理官の行う業務について、船舶の航行安全のより一層の向上を図り、①平成23年までに商船の海難船舶隻数を10%以上減少させる、②平成24年までに船員の死傷災害を21%以上減少させるという業績指標を確実に達成するべく、更なる体制強化や業務手法の改善を図る。
第三者の知見の活用		平成19年度に開催する「運輸安全マネジメント評価第三者委員会」において、海事関係団体及び有識者等の第三者が運航労務監理官によるマネジメント評価の実施状況等について確認し、評価を行う予定。	
6月の幹部会における意見への対応		＜意見＞運航労務監理官がどういう仕事をしていて、どういう形でチェックをしていくのかが掴みづらい。 ＜対応＞運航労務監理官制度の概要として、地方運輸局の運航労務監理官及び本省の運航労務課設置に係る経緯と具体的な業務内容及び執行体制等についてわかりやすく記載することとしている。	
備考		○海事局単独で実施。 ＜関連する指標＞「商船の海難船舶隻数（新指標）」「船員災害発生率（A-2）」	

① 主要国際幹線航路の整備及び保全



【施策の内容】

船舶のふくそうした湾口部や海峡部等の海上交通の要衝・隘路となっている海域において、国際海上輸送及び国内海上輸送を担う船舶等の航行の安全性、安定性を支える主要な航路として、開発及び保全を行っています。

【ふくそう海域における実施事項】

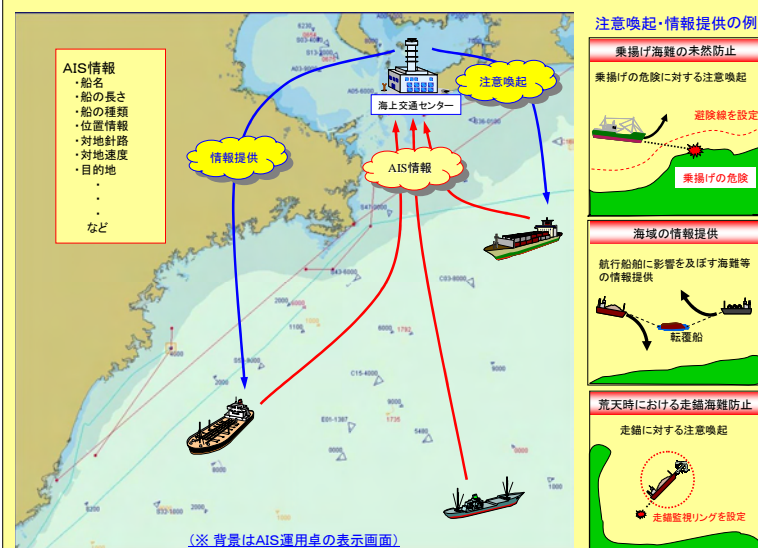
下記の主要国際幹線航路などにおいて、浚渫事業を実施し、航路幅の拡大、水深の確保及び航路の維持を行っています。

- 東京湾
東京湾口航路(中ノ瀬航路と浦賀水道航路)では、第三海壁の撤去などにより航路幅増と水深確保のための浚渫事業を実施し、H19年度末までに、計画の水深23mまでの整備を完了する予定。
- 伊勢湾
中山水道航路では、H15年以降、最も浅い箇所の水深を9mから計画の14mまで掘り下げる浚渫事業を実施し、H16年度末に整備を完了。
- 瀬戸内海
備讃瀬戸北航路では、H15年以降、最も浅い箇所の水深を16mから計画の19mまで掘り下げる浚渫事業を実施し、H17年度末に整備を完了。
- 関門航路
関門航路では、H15年以降、最も浅い水深12mの区間を深くするため、さらなる浚渫事業を進めているところ。

【期待する主な施策効果】

- ・安全かつ安定的な海上ネットワークの確保(安全性の向上)
- ・大型船舶の航行を可能とすることによる物流コストの低減(運航効率の向上)

② AISを活用した航行支援システムの整備



【施策の内容】

船舶の位置、速力、針路等の諸情報が船舶と陸上局の間で自動的に交換可能であるAIS(船舶自動識別装置)陸上局を沿岸灯台等に整備し、海上交通センター等においてリアルタイムに船舶の動静を把握し、航路に入航する数時間前から効率的な管制船舶の入航順序の調整を行い、また、各種安全情報の提供を行うことにより、船舶の運航効率の向上、海難の未然防止を図るものです。

【ふくそう海域における実施事項】

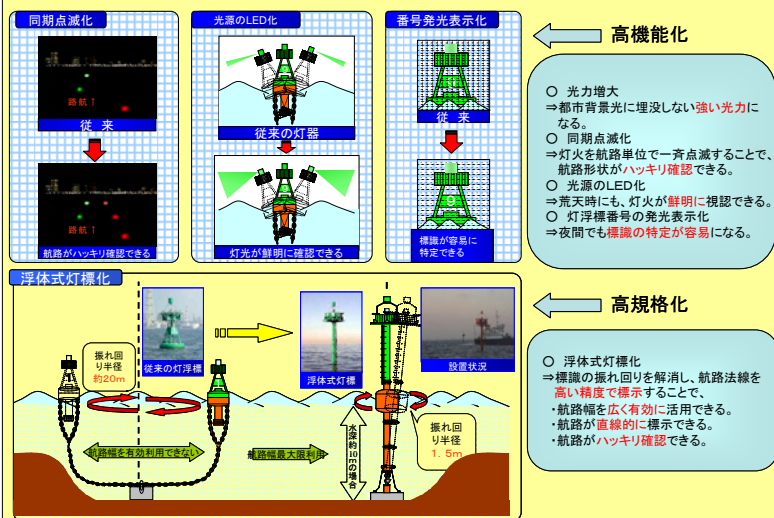
16年7月～19年3月までに、大阪湾海上交通センターを除く全ての海上交通センターにおいて運用開始

※19年度中に大阪湾海上交通センター、東京海上保安部、横浜海上保安部、千葉海上保安部及び川崎海上保安署において運用開始予定

【期待する主な施策効果】

- ・海上交通センターへの位置通報の簡素化による操船負担軽減
- ・AIS搭載船舶同士の衝突及びAIS搭載船舶の乗揚げの抑止
- ・効率的な管制による運航効率の向上

③ 高機能・高規格航路標識の整備



【施策の内容】

灯火の同期点滅化、光源のLED化、灯浮標番号の発光表示化、灯浮標の振れ回りを解消する浮体式灯標化など、視認性や識別性を向上させた航路標識を順次整備し、航路、あるいは危険水域等の存在を明確にし、船舶交通の流れを円滑化させるほか、海難の未然防止を図るものです。

【ふくそう海域における実施事項】

14年度までの整備
東京湾154基 伊勢湾106基 瀬戸内海(関門港を含む)422基

15～18年度の整備
東京湾24基 伊勢湾4基 瀬戸内海(関門港を含む)86基

※19年度中に東京湾12基、伊勢湾2基、瀬戸内海4基を整備予定

【期待する主な施策効果】

- ・航路、避險区域、港の港口などをより明確に明示することによる操船負担の軽減
- ・船位確認の迅速化による運航効率の向上
- ・海域不案内船舶の迷走の抑止

④ 海上交通センター業務の充実強化



【施策の内容】

船舶の通航量が特に多い海域では、海上交通センターを設置し、航行船舶に対して海上交通に関するきめ細かな情報提供と、海上交通安全法又は港則法に基づく航行管制を一元的に実施していますが、当該海上交通センターの新設、船舶動静監視エリアの拡大などにより、航行支援の充実強化を図り、船舶交通の流れを円滑化させるほか、大型船の衝突、乗揚海難の未然防止の強化を図るものです。

【ふくそう海域における実施事項】

15年7月 伊勢湾海上交通センターの新設・運用開始
17年7月 備讃瀬戸海上交通センターの業務エリア拡大
海上交通センター等から船舶に対する情報提供件数
年間 約160万～200万件

【期待する主な施策効果】

- ・サービスエリア拡大と当該エリア内の大型船の衝突・乗揚海難の抑止
- ・操業漁船情報、反航船情報等の提供による運航効率の向上

⑤ 沿岸域情報提供システム(MICS)の整備



【施策の内容】

気象・海象や航行船舶の動静など、海の安全に関する情報を、沿岸灯台等に設置した気象・海象測器、テレビカメラ等により収集し、携帯電話やインターネット、一般電話などで提供する沿岸域情報提供システム(MICS)を全国の海上保安部に順次整備し、地域に密着した情報を分かりやすくリアルタイムに提供し、情報不足に起因する海難の未然防止を図るものです。

【ふくそう海域における実施事項】

(14年度までに運用開始した海上保安部)
横浜、鳥羽、尾道、呉、広島、徳山、今治

15～17年度に運用開始した海上保安(監)部

東京、名古屋、大阪、高松、門司等ふくそう海域を管轄する全ての海上保安(監)部

※上記のほか、ふくそう海域を除く海域を管轄する47の海上保安部においても17年度末までに全て運用開始

【期待する主な施策効果】

- ・安全運航に必要な情報の不足を解消
- ・気象、海象現況取得の容易性による早期の荒天避難

⑥ 海上交通法令の励行・海難防止思想の普及

巡視船のパトロール



タンカーの安全点検



旅客船の訪船指導



海難防止講習会



【施策の内容】

船舶の通航量が特に多い海域では、航路及びその周辺海域に巡視船艇を常時配置するとともに、海上交通センターと連携しつつ、航行船舶が航路を安全に航行するために必要な航法指導等を実施しています。また、海上交通法令の取締り、海上保安官の訪船・現場指導、海難防止講習会等を全国的に実施することにより、海上交通に関する法令の励行、海難防止思想の普及・高揚を図り、海難の未然防止を図るものです。

【実施事項】

安全運航に関する指導件数
年間 約45,000～47,000件
海上交通法令の取締り件数
年間 約180～280件
海難防止講習会等の安全教育の実施回数
年間 約1,200～1,500回

【期待する主な施策効果】

- ・安全運航意識の高揚並びに知識・技能の向上
- ・海難を惹起する無謀運航の抑止

平成19年度とりまとめ政策レビュー進捗状況

テーマ名		安全性と効率性が両立した船舶交通環境の創出 ーふくそう海域における大規模海難の防止及び航行時間短縮への取り組みー	
評価の目的、必要性		<p>「社会資本整備重点計画」中、「安全」に係る重点目標の「総合的な交通安全対策及び危機管理の強化」については、「ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数」を指標として掲げ、「H15～H19の発生数を0とする」こととしており、また、「活力」に係る重点目標の「国際的な水準の交通サービスの確保等及び国際競争力と魅力の向上」については、「ふくそう海域における管制船舶の入港までの航行時間の短縮」を指標として掲げ、「H14年に比べ東京湾において約15%短縮(H19)」することとしている。このため、これら目標を達成するために推進している各施策を対象として、目標の達成状況や施策の実施状況等について、評価を実施し、評価結果を今後の施策に反映させる。</p>	
評価の視点		<p>検討中 <input checked="" type="radio"/> 確定</p>	<p>①目標が達成されているか。 ・ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数を0 ・ふくそう海域における管制船舶の入港までの航行時間をH14年に比べ東京湾において約15%短縮 ②目標の達成に向けて実施した施策はどのような有効性があるか。 ③（目標未達成の場合）未達成の原因は何か。 ④目標の達成に向けて、他の効果的、有効な施策があるか。</p>
評価手法	全般	<p>検討中 <input checked="" type="radio"/> 確定</p>	<p>①各施策の有効性についての分析等 ・施策の実施状況の把握・確認 ・施策の業績測定・分析・評価 ・アンケート調査による分析・評価 ②大規模海難の防止及び航行時間短縮に係るデータの分析・達成状況の評価 ③外部要因の抽出・検証 ④各施策の問題点の抽出及び他の有効な改善策の検証</p>
	ステークホルダー（利害関係者）別の分析	<p>検討中 <input checked="" type="radio"/> 確定 <input type="radio"/> 予定なし</p>	<p>評価対象施策は、船舶が集中・ふくそうする海域における安全性と効率性を向上させるための、主要国際幹線航路の整備・保全、情報提供施設等の整備といったハード面の施策と、これら施設の運用及び海上交通のルール・マナーの遵守といったソフト面の施策であり、ふくそう海域で活動する船舶のより良い交通環境の実現を目指している。</p>
	国民等に対する利用満足度等の測定	<p>検討中 <input checked="" type="radio"/> 実施済み <input type="radio"/> 予定なし</p>	<p>評価対象施策の効果について、水先人及び総トン数10,000トン以上の船舶の船長等船舶運航者に対してアンケート調査を実施。回答率は約60%で、各施策とも「施策の効果が期待できる」との回答が7割以上を占めた。</p>
評価結果のアウトライン		<p><input checked="" type="radio"/> 検討中 <input checked="" type="radio"/> 確定</p>	<p>船舶交通環境の安全性と効率性の両立を目指し2指標を掲げているところ、指標の動向は、安全面については目標達成が可能な見込みであり、効率面については目標達成が見込めない状況ながらも実績値が目標値に向け推移しており、後者については要因を詳細分析中である。 また、船舶運航者に対するアンケート調査結果においても高い評価が得られていることから、各施策とも、安全面はもちろんのこと効率面についても一定の効果はあり、施策は有効であったと評価することとしている。</p>
政策への反映の方向		<p><input checked="" type="radio"/> 検討中 <input checked="" type="radio"/> 確定</p>	<p>評価結果を踏まえ、次期社会資本整備重点計画（平成20～24年）に反映させる方向で検討中。</p>
第三者の知見の活用		<p>政策レビュー委員会の新規設置（委員長：今津 隼馬 東京海洋大学教授） 平成18年度 第1回レビュー委員会（平成18年12月開催「目的説明、対象施策及び評価手法の検討」） 平成19年度 第2回レビュー委員会（平成19年10月開催「対象施策の分析・評価、外部要因の検討、評価書スケルトン検討」） 第3回レビュー委員会（平成20年1月開催予定「評価書（案）の検討」）</p>	
6月の幹部会における意見への対応		<p>特段の意見なし。</p>	
備考		<p>○港湾局と共同実施（海上保安庁取りまとめ）。 <関連する指標>「ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数（A-2）」「ふくそう海域における管制船舶の入港までの航行時間の短縮（B-2）」</p>	